

財政制度等審議会 財政投融资分科会 説明資料 (官民ファンド・フォローアップ等)

- 海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)
- 海外需要開拓支援機構 (CJ)
- 海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT)
- 農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)

財務省 理財局

2025年6月25日

< 目次 >

1. 官民ファンドを巡る最近の状況
2. 参考資料 1（4 ファンドの状況）
3. 参考資料 2（会計検査報告関連）

1. 官民ファンドを巡る最近の状況

官民ファンドに関する会計検査院の検査報告（令和7年5月）について

- 会計検査院は、参議院からの要請（令和5年6月）を受け、①国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況、②案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況、③財務等の状況に関して検査を実施、本年5月16日、国会に対し、検査報告を提出。

検査の結果 （概要）

- ① 政策性や収益性を評価するための二つのKPIについて、官民ファンド間で計上方法が異なるなど、官民ファンド間における達成状況の比較検証にあたり、留意が必要な状況。
- ② 一部の官民ファンド（※1）については、5年度末時点で支援を継続中の案件のうち167件が、支援決定時に想定されていたEXIT時期を超過。このうち126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っており、元本である実支援額の回収に懸念がある状況。
- ③ CJ及びJOINは、累積損失を解消するために策定された計画の最終年度の累積損益額が、当該法人が試算した産業投資の資本コストの額を大幅に下回っていた。

（※1）このうち、産業投資の出資先である官民ファンドは、INCJ、A-FIVE、CJ、特定投資業務（DBJ）、JOIN。

検査の結果 に対する所見 （概要）

- ① 内閣官房は、KPIがガイドラインにのっとりた官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、KPIの計上に関する具体的な方法等を周知すること。（※2）
- ② 官民ファンドは、支援決定時に想定されていたEXIT時期を経過、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、原因分析等を十分に行い、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- ③ CJ及びJOINは、計画に基づく累積損失の解消を目指すとともに、産業投資の資本コストを上回る収益の確保に向けた一層の経営の改善に努めること。

（※2）本年5月26日、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」（第18回）を開催、(1)「経費総額に法人税等を含める」こと、(2)「呼び水」には「重複が存在する旨を明記する」こと、などを明確化。

2. 参考資料 1（4 ファンドの状況）

参考資料 1 - I 各ファンドの改善計画等の進捗状況①

- 「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表」（旧 改革工程表）に基づく改善計画等について、令和 7 年 3 月末時点の進捗状況は以下のとおり。

海外交通・都市開発市事業 支援機構（JOIN）	投資額・累積損益共に計画値を達成。 また、 令和 6 年度は単年度黒字 となっている。
海外需要開拓支援機構 （CJ）	投資額・累積損益共に計画値を達成。 また、 令和 6 年度は単年度黒字 となっている
海外通信・放送・郵便事業 支援機構（JICT）	投資額・累積損益共に計画値を達成。 令和 5 年度に続き単年度黒字 となっている。
農林漁業成長産業化 支援機構（A-FIVE）	累積損益が計画値に未達。

【改善計画等の進捗状況】

（単位：億円）

		令和 5 年 3 月末		令和 5 年 9 月末		令和 6 年 3 月末		令和 7 年 3 月末		最終年度
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
海外交通・都市開発市 事業支援機構 （JOIN） （※1）	投資額	146	433	58	357	145	772	329	369	-
	累積損益	▲162	▲156	-	-	▲166	▲955	▲1021	▲919	20
海外需要開拓 支援機構（CJ） （※2）	投資額	154	161	27	77	90	82	90	126	-
	累積損益	▲363	▲356	-	-	▲407	▲398	▲432	▲383	10
海外通信・放送・ 郵便事業支援機構 （JICT） （※3）	投資額	80	138	16	39	52	76	56	227	-
	累積損益	▲154	▲127	-	-	▲181	▲123	▲190	▲122	116
農林漁業成長産業化 支援機構 （A-FIVE） （※4）	投資額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	累積損益	▲131	▲151	-	-	▲138	▲162	▲137	▲190	▲120

（※ 1） JOINは、有識者委員会の最終報告を踏まえた改善計画（令和 6 年 12 月策定・公表）上の目標値。

（※ 2） CJは、最低限達成すべき投資計画（令和 4 年 11 月策定・公表）上の目標値。

（※ 3） JICTは、改革工程表 2021 を踏まえた改善計画（令和 4 年 5 月策定・公表）の数値。

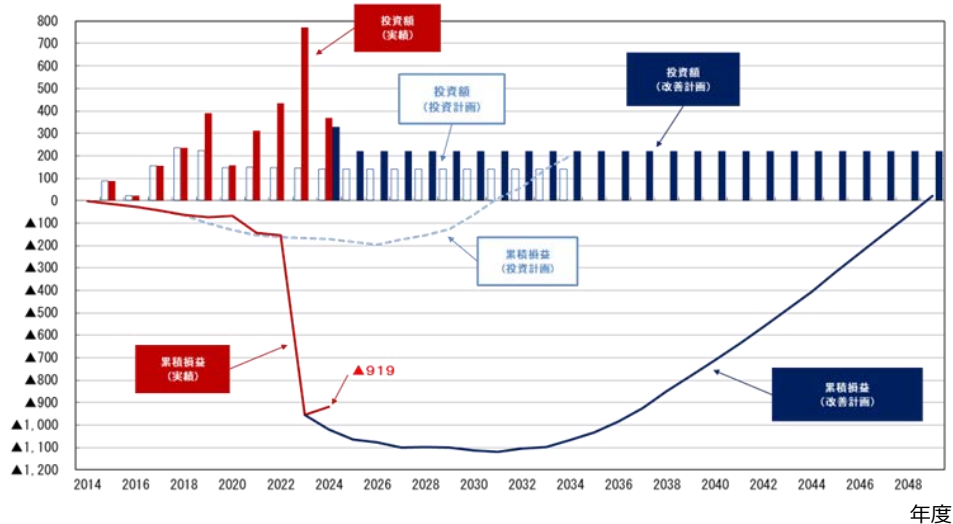
（※ 4） A-FIVEは、損失を最小化するための改善計画（令和 2 年 5 月策定・公表）上の目標値。令和 3 年度以降、新規投資は行っていない。

参考資料 1 - I 各ファンドの改善計画等の進捗状況②

JOIN

累積損益：計画値を**達成**
(令和6年度：黒字化)

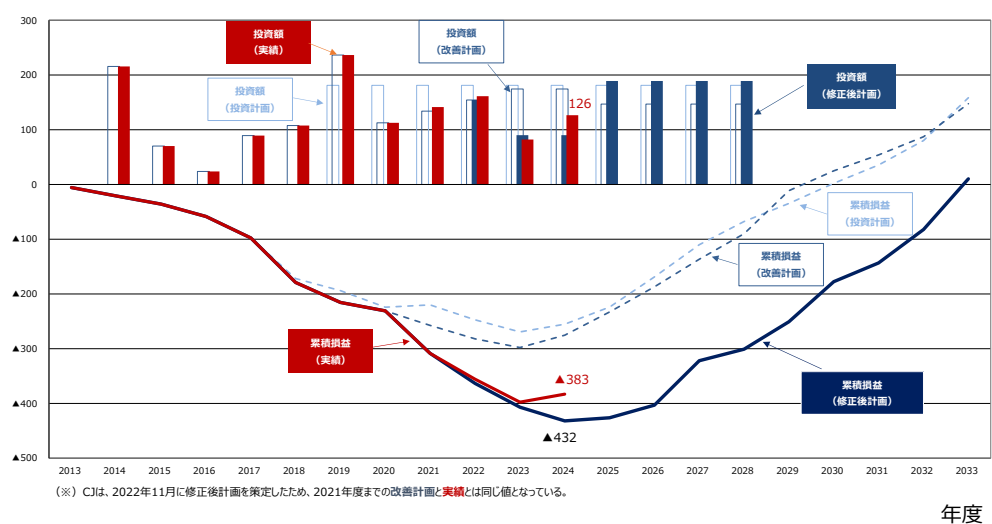
(単位：億円)



CJ

累積損益：計画値を**達成** (3年連続)
(令和6年度：黒字化)

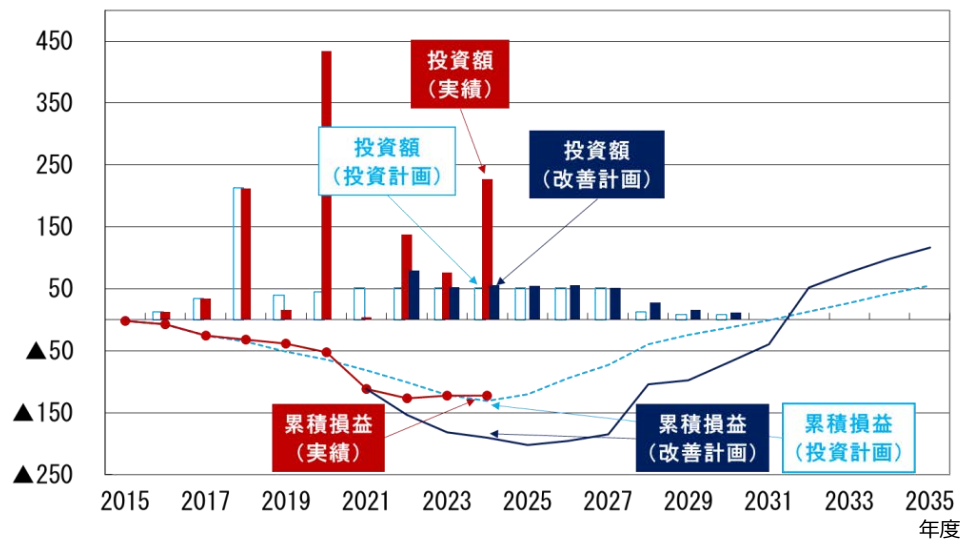
(単位：億円)



JICT

累積損益：計画値を**達成** (3年連続)
(令和6年度：黒字 (2年連続))

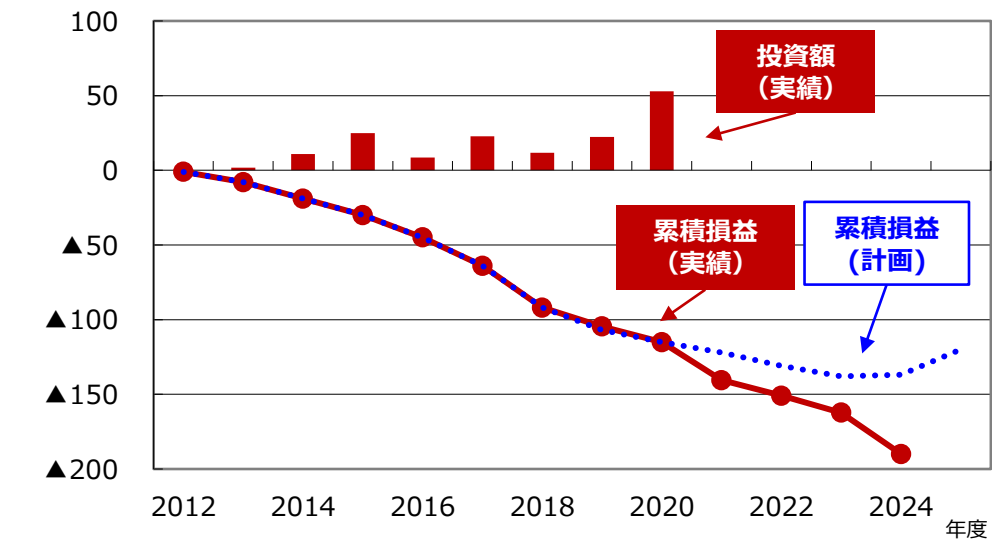
(単位：億円)



A-FIVE

累積損益：**未達成** (4年連続)

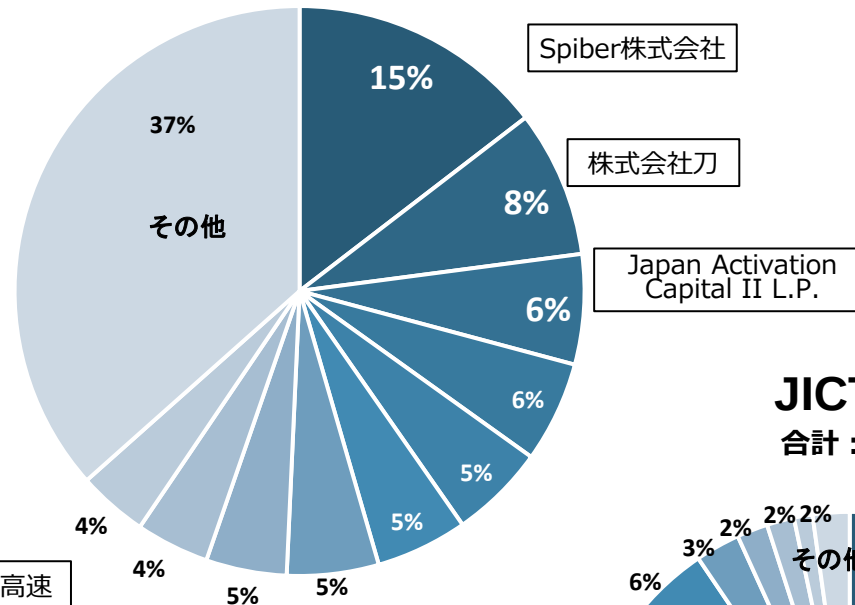
(単位：億円)



参考資料 1－Ⅱ ポートフォリオ構成（投資額上位）

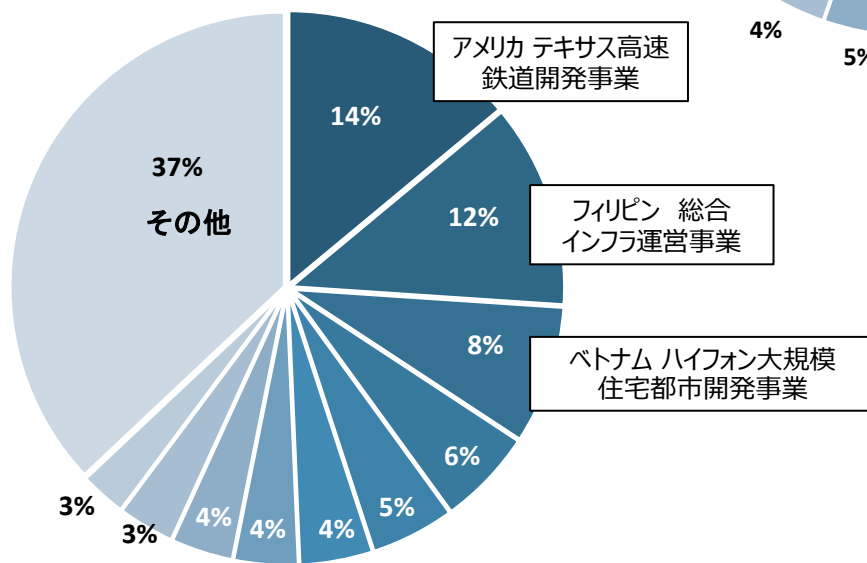
CJ

合計：960.1億円、39件



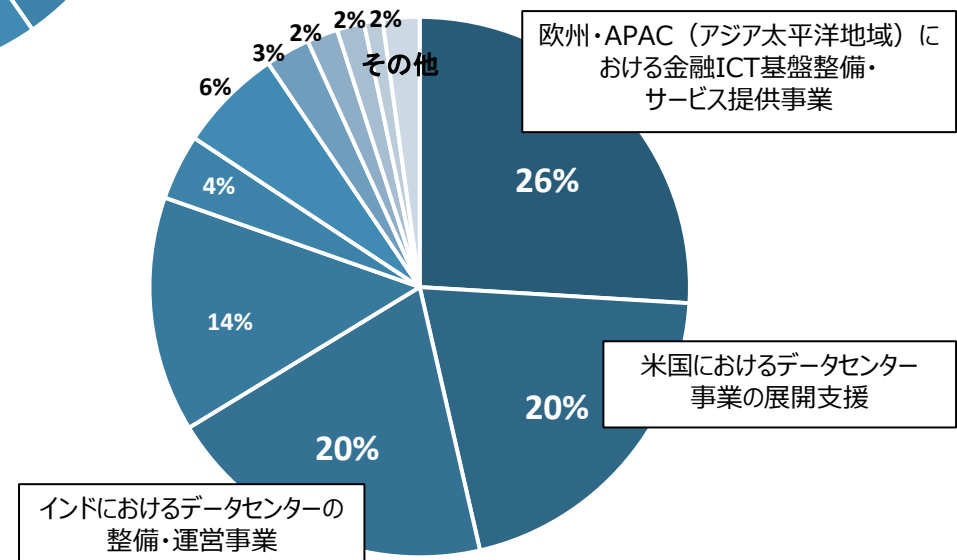
JOIN

合計：2928.0億円、42件



JICT

合計：1348.7億円、20件



（出所）各省・各ファンド提出資料

（注 1）支援決定金額ベース。融資額、非公表案件・EXIT済案件は除く。

（注 2）JICTは一部事業の支援決定額（出資額）は対外非公表であるため、一部事業については出融資額を計上。

参考資料 1－Ⅲ 収益率の状況

	計画中の前提IRR（内部収益率）						令和 7 年 3 月末まで のExit済 み案件数
	「改革工程表2018 に基づく投資計画」の 実行により 最終的に見込む数値 (※1)	「改革工程表 2020に基づく改 善計画」による 見直し後の数値 (※2)	「改革工程表 2021に基づく改 善計画」による 見直し後の数値 (※3)	「組織の在り方を 含めた抜本的な 見直し」後の数値 (※4)	「有識者委員会 の最終報告を踏 まえた改善計 画」後の数値 (※5)	(参考) 令和 7 年 3 月末ま でのExit済み案件 における実績値 (各案件の平均)	
海外交通・都市 開発市事業 支援機構 (JOIN)	5.7%				3.0%	—	7 件
海外需要開拓 支援機構 (CJ)	4.9%	4.4%		3.4%		▲2.02%	29件
海外通信・ 放送・郵便事業 支援機構 (JICT)	5.9%		5.1%			—	2 件

(※1) 2019年 4 月に策定・公表した、投資計画の実行における値。

(※2) 2021年 5 月に策定・公表した、改善計画の実行における値。

(※3) 2022年 5 月に策定・公表した、改善計画の実行における値。

(※4) 2022年11月に策定・公表した、最低限達成すべき投資計画の実行における値。

(※5) 2024年12月に策定・公表した、有識者委員会の最終報告を踏まえた改善計画の実行における値。

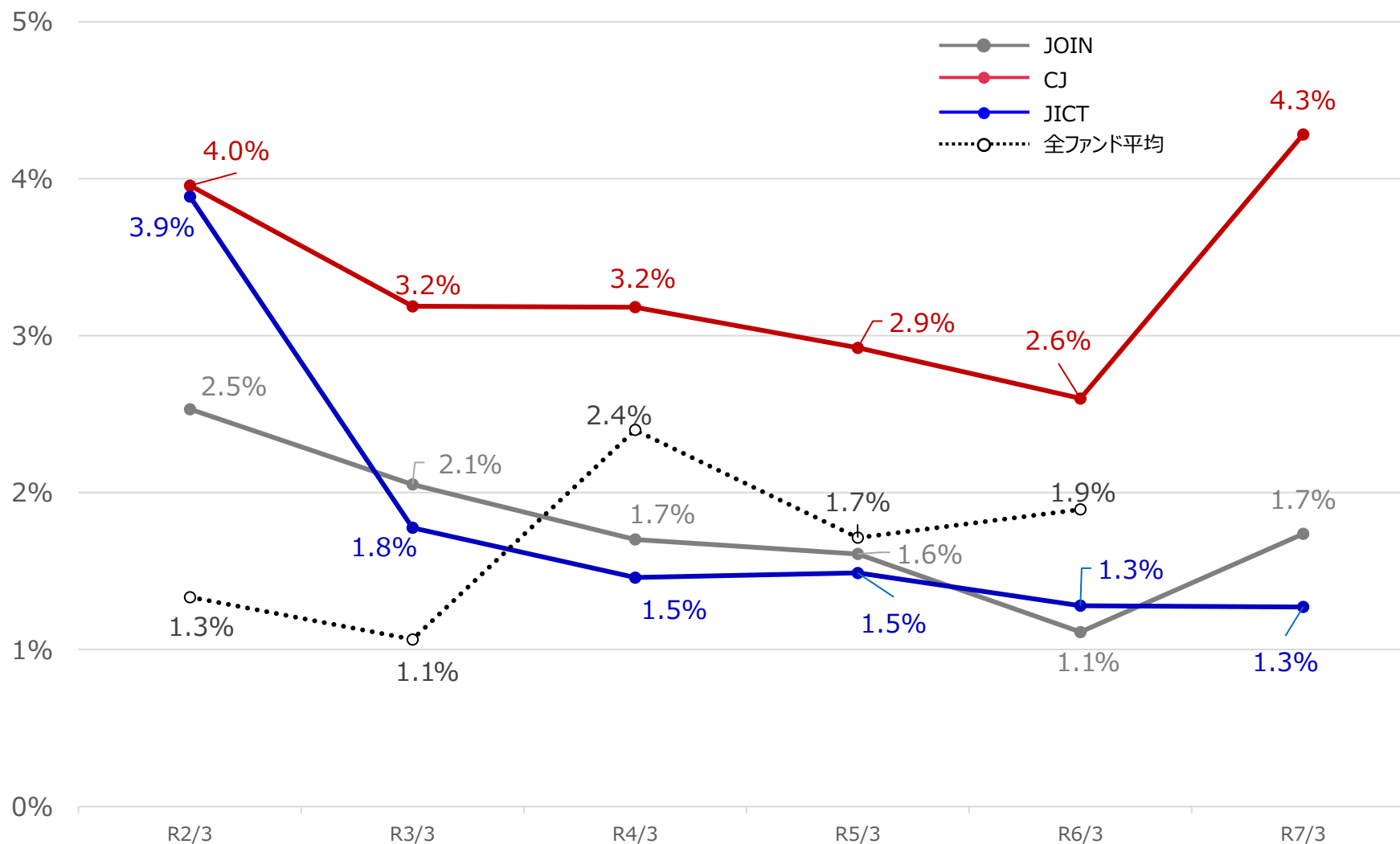
(注1) 各計数は各省・各ファンドにおいて算出したもの。

(注2) JICTはExit済み案件数が過少（2 件）のため、投資家保護上、IRRの実績値については公表していない（我が国事業者による営業活動等に支障が見込まれるため）。

(注3) JOINのExit済みの7件(内5件は一部Exit)はいずれも事業継続中であり、IRRの実績値は非公表。

参考資料 1 – IV 経費の状況①

出資残高に占める経費率



(注1) 経費は、人件費、調査費・業務旅費等、家賃・水道光熱費等、その他租税公課などを含む総経費。

(注2) 全ファンド平均は、第16回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会で検証対象となっている全14ファンド（INCJも含むと15ファンド）から、脱炭素化支援機構（令和4年度中に設立されたため）を除いた13ファンドの平均値。

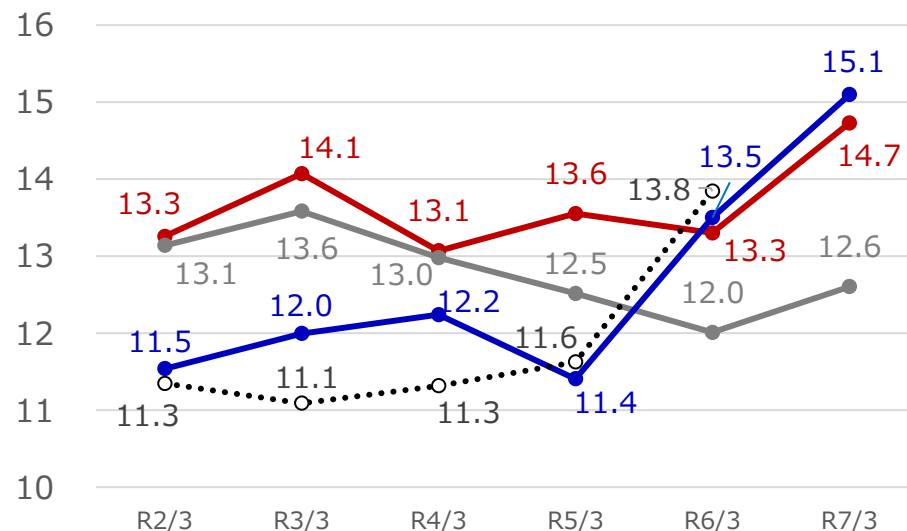
(出所) 第17回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会資料及び各ファンドの決算関連資料

参考資料 1 - IV 経費の状況②

JOIN
CJ
JICT
全ファンド平均

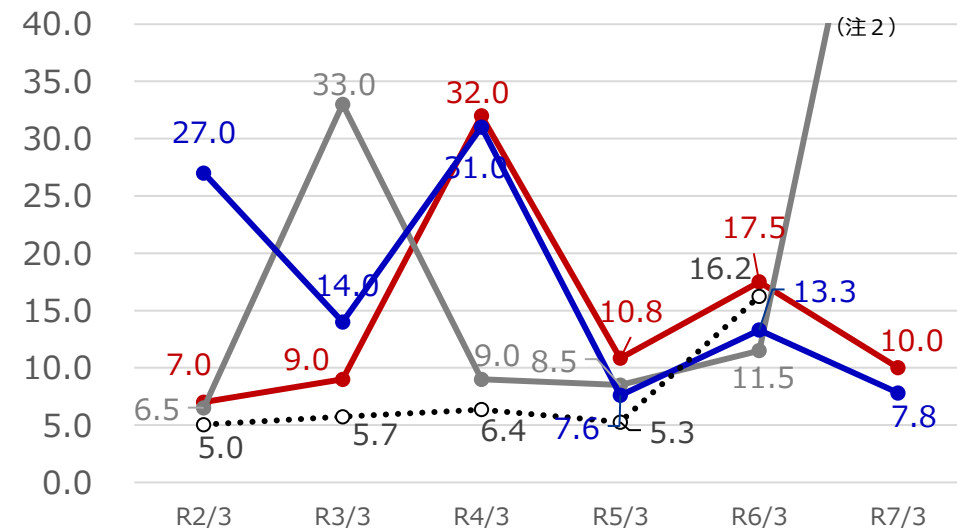
(単位：百万円)

役職員 1 名あたりの人件費



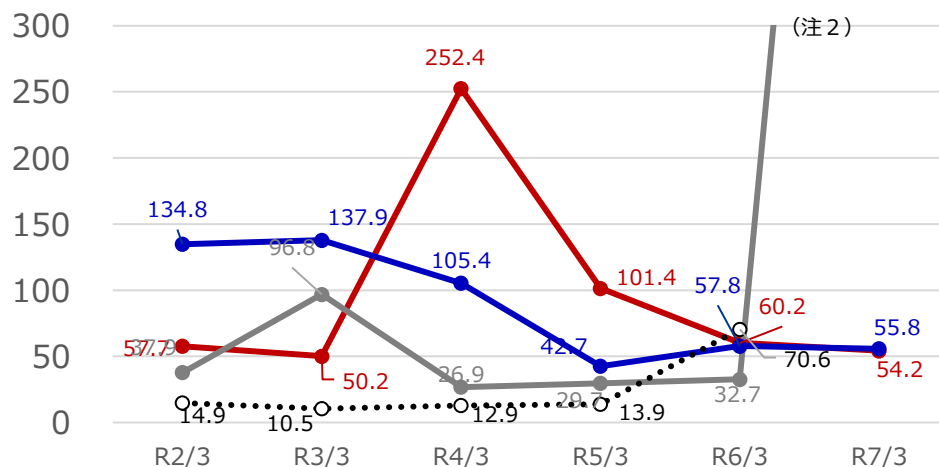
(単位：人)

投資案件 1 件あたりの役職員人数



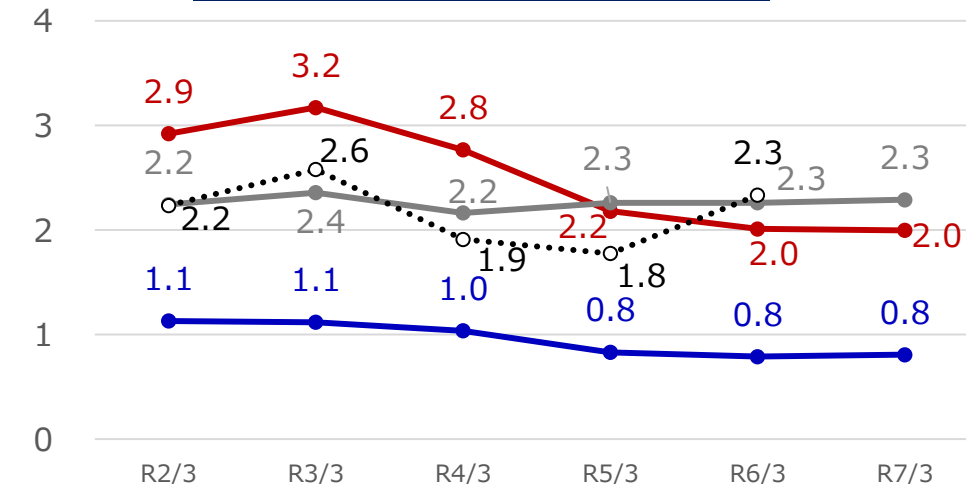
(単位：百万円)

投資案件 1 件あたりの調査費・業務旅費等



(単位：百万円)

役職員 1 名あたりの家賃・水道光熱費等



(注 1) 全ファンド平均は、第17回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会で検証対象となっている全14ファンド（INCJも含む15ファンド）のうち、DBJ（通常業務の一部として「特定投資業務」を行っており、このための経費の内訳、総資産額を算出することは困難）及び脱炭素化支援機構（令和4年度中に設立されたため）を除く12ファンドより算出。なお、JSTは、「役職員 1 名あたりの人件費」、「投資案件 1 件あたりの役職員人数」、「役職員 1 名あたりの家賃・水道光熱費等」については、投資業務に従事する役職員数や家賃・水道光熱費等を算出することが困難であることから除外している。

(注 2) JOINについては、令和6年7月以降、国土交通省に設置された有識者委員会における検証・検討の結果が出るまでは新規支援決定を見合わせていたことにより、令和6年度の支援決定案件数が極端に少ないため、R7/3における数値が非常に大きく、グラフ上非表示としている。（参考：「投資案件 1 件あたりの役職員人数」は69.0百万円、「投資案件 1 件あたりの調査費・業務旅費等」は1138.4百万円）

(出所) 第17回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会資料及び各ファンドの決算関連資料

3. 参考資料 2（会計検査報告関連）

官民ファンドにおける業務運営の状況（要請）

18官民ファンド運営法人

検査の 要請の 内容

✓ 要請（令和5年6月12日）された事項は、**官民ファンドにおける業務運営の状況**に関する次の各事項

- ① 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況
- ② 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況
- ③ 財務等の状況

検査の 結果

1. ・18官民ファンド運営法人に対する政府出資等の5年度末までの累計額計：**2兆2592億円**
18法人の5年度末までの支援実績：実支援件数計1,666件、実支援額計**5兆1339億円**
・政策性や収益性を評価するための二つのK P I について、官民ファンド運営法人間で**計上方法が異なる**など、官民ファンド間における**達成状況の比較検証**に当たり留意が必要な状況
- 2-1. （株）海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）・（株）海外交通・都市開発事業支援機構（J O I N）は、累積損失を解消するために策定された計画の最終年度の累積損益額が、当該法人が試算した産業投資の資本コストの額を**大幅に下回っていた**
- 2-2. 5年度末時点で支援を継続中の案件のうち167件は、支援決定時に想定されていたE X I T（注）時期を経過。このうち126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を**下回っており**、元本である**実支援額の回収に懸念**がある状況 等
（注）新規株式公開等による支援からの退出

所見

- ✓ 内閣官房は、K P I がガイドラインにのっとった官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、**K P I の計上に関する具体的な方法等**を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に**周知**するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて**公表**することを検討すること（検査の結果1）
- ✓ クールジャパン機構及びJ O I Nは、計画に基づく**累積損失の解消**を目指すとともに、産業投資の**資本コストを上回る収益の確保**に向けた一層の経営の改善に努めること（検査の結果2-1）
- ✓ 13ファンドを運営する10官民ファンド運営法人は、支援決定時に想定されていたE X I T時期を経過していて、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、原因分析等を十分に行い、**回収額を最大化**するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて**適切な措置を講ずる**こと（検査の結果2-2） 等

（検査の要請の内容②については報告書P 71～80を参照）

官民ファンドにおける業務運営の状況（要請）

18官民ファンド運営法人

検査の背景

官民ファンドの概要（報告書P1~13）

- ・ 民間で取ることが難しいリスクを取る（リスクマネーを呼び水として供給する）ことで民間投資を活性化させ、民間主導の経済成長の実現を目的として、国から出資等を受けた法人が企業等に対する**出資等の支援**を実施するファンドとして**官民ファンド**が創設
- ・ **官民ファンド運営法人**は、政策目的に沿って支援業務（案件発掘からE X I T（注）まで）を実施（注）新規株式公開等による支援からの退出

<官民ファンドの全体像（政策目的別）>

※設置根拠法等を基に分類

成長市場の創出・地域活性化

競争力の強化

特定事業活動の推進
J I C
I N C J

中小企業等の事業活動の活性化
中小機構

研究成果の活用、実用化の促進
イノベーション事業
J S T

金融機関等による資金供給の促進
競争力ファンド
特定投資業務

海外市場への参入促進
クールジャパン機構
J O I N
J I C T

国内におけるP F I事業の推進
P F I推進機構

農林漁業の成長産業化
A - F I V E

地域経済の活性化
R E V I C

省エネ、再エネ、循環型社会等の実現

地域再生・活性化、地球温暖化対策の推進
Re-Seed事業

脱炭素社会の実現
J I C N

二酸化炭素の排出削減の推進
グリーンファンド

<会計実地検査の対象>

18官民ファンド運営法人	16官民ファンド	所管府省庁
(株)産業革新投資機構(J I C)	同左	経済産業省
(株)I N C J (I N C J)	同左	経済産業省
(独)中小企業基盤整備機構(中小機構)	同左	経済産業省
(株)地域経済活性化支援機構(R E V I C)	同左	内閣府本府等
(株)農林漁業成長産業化支援機構(A - F I V E)	同左	農林水産省
(株)民間資金等活用事業推進機構(P F I推進機構)	同左	内閣府本府
(国大)東北大学	官民イノベーションプログラム(イノベーション事業)	文部科学省
(国大)東京大学		
(国大)京都大学		
(国大)大阪大学		
(株)海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)	同左	経済産業省
(一社)環境不動産普及促進機構	耐震・環境不動産形成促進事業(Re-Seed事業)	国土交通省・環境省
(株)日本政策投資銀行(D B J)	競争力強化ファンド(競争力ファンド) 特定投資業務	財務省
(株)海外交通・都市開発事業支援機構(J O I N)	同左	国土交通省
(国研)科学技術振興機構(J S T)	同左	文部科学省
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構(J I C T)	同左	総務省
(株)脱炭素化支援機構(J I C N)	同左	環境省
(一社)グリーンファイナンス推進機構	地域脱炭素投資促進ファンド事業(グリーンファンド)	環境省

(注) (株)は株式会社、(独)は独立行政法人、(国大)は国立大学法人、(一社)は一般社団法人、(国研)は国立研究開発法人の略

(出所) 会計検査院「官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の結果について」(令和7年5月16日) 報告のポイント

官民ファンドにおける業務運営の状況（要請）

18官民ファンド運営法人

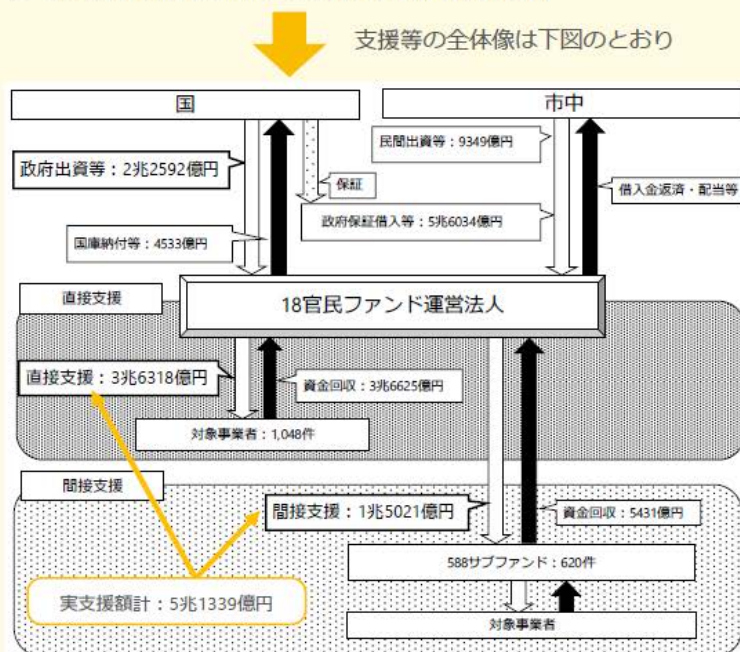
検査の結果1 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況（報告書P19~40）

政府出資等の状況

- 18官民ファンド運営法人に対する政府出資等の令和5年度末までの累計額は計2兆2592億円

18官民ファンド運営法人による5年度末までの支援実績

- 実支援件数計1,666件、実支援額計5兆1339億円



官民ファンドの運営に係る評価等の状況

（K P I の達成状況等は報告書 P 34、35を参照）

官民ファンド運営法人による評価

- 官民ファンド運営法人は、ガイドライン（注1）に基づき、支援の実施による政策目的の達成状況等を評価するための重要な指標（K P I）を官民ファンドごとに自ら設定し、K P Iを用いて評価を実施
 - 内閣官房は、元年11月のガイドラインの改正を受けて、四つの新しいK P Iを官民ファンド運営法人に提示。このうち三つのK P I（注2）は、具体的な指標があらかじめ提示
- （注1）官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月関係閣僚会議決定）
（注2）K P I 1-2（エコシステム）、K P I 1-3（呼び水）（誘発された民間投融資額（誘発額）／官民ファンドからの投融資額）、K P I 2（累積損益）

- ガイドラインによれば、K P Iは、官民ファンド間における達成状況の比較検証が可能な指標にすることとされている。比較検証を可能とするためには、計上方法等の条件があらかじめそろっていることが望ましい

以下のように比較検証に当たり留意が必要な状況

- K P I 2（累積損益）
官民ファンド運営法人間で計上方法が異なる
- K P I 1-3（呼び水）
複数の官民ファンド運営法人が同一の対象事業者等に支援決定した案件137件で、同一の民間企業等からの出資等の額が各運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていると見られる状況（報告書P39図表1-11参照）

<事例>（報告書P39）
中小機構とJ I CがそれぞれA投資事業有限責任組合に出資
⇒ K P Iの算出に当たり、両者がそれぞれ、同組合に対する民間企業等からの出資額399億5800万円を誘発額として計上

所見 内閣官房は、K P Iがガイドラインにのっとった官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、K P Iの計上に関する具体的な方法等を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて公表することを検討すること

官民ファンドにおける業務運営の状況（要請）

18官民ファンド運営法人

検査の結果2-1 財務等の状況（報告書P41～53）

官民ファンドの業務に係る損益等の状況

設置期限到来時の最終決算で、官民ファンド等の創設以降の累積損益がマイナスとなった場合、政府出資等が毀損するおそれ。そこで、23ファンド（注1）の累積損益の状況を見ると…（注1）イノベーション事業は、国大ファンド単位（8ファンド）で分析



- 14ファンドでは5年度末時点で累積損益が**マイナス**（報告書P43 図表2-1参照）
- 5年度末時点の資産に対する累積損益の割合を算出したところ、4投資計画策定ファンド（注2）ではいずれも低くなっており、A-FIVEが△102.3%、JOINが△46.9%、クールジャパン機構が△39.6%、JICTが△10.1%（報告書P43 図表2-1参照）

（注2）A-FIVE、クールジャパン機構、JOIN及びJICT。累積損失が大きく、平成31年4月にそれぞれ投資計画（累積損失解消のための数値目標及び計画を定めたもの）を策定し、公表

クールジャパン機構、JOIN及びJICTの資本コストの状況

- 産業投資（注3）における収益性の目標水準は、官民ファンドの解散・清算時点で、累積損益が産業投資の資本コスト（注4）以上となる必要がある
- 財務省は、クールジャパン機構、JOIN及びJICTに、産業投資の資本コストを上回る収益の確保を目指すことなどを求める

（注3）産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資等 （注4）資本を調達するための費用



各計画の最終年度の累積損益額と各官民ファンド運営法人が試算した産業投資の資本コストの額とを比較したところ…

クールジャパン機構、JOINは、各計画の最終年度の累積損益額が産業投資の資本コストの額を**大幅に下回っていた**

<累積損益額と産業投資の資本コストの額との比較>

官民ファンド	各計画の最終年度の累積損益額（注5）	産業投資の資本コストの額（注6）
クールジャパン機構	10億円	150億円
JOIN（注7）	20億円	332億円
JICT	116億円	77億円

（注5）クールジャパン機構は修正後計画の最終年度（令和15年度）、JOINは改善計画の最終年度（31年度）、JICTは改善計画の最終年度（17年度）の累積損益額

（注6）各官民ファンド運営法人の内部資料における試算額

（注7）設置期限の定めがない

所見 3ファンドは、引き続き**累積損失の解消**を目指す必要があり、さらに、クールジャパン機構及びJOINは、産業投資の**資本コストを上回る収益の確保**に向けた一層の経営の改善に努めること

官民ファンドにおける業務運営の状況（要請）

18官民ファンド運営法人

検査の結果2-2 財務等の状況（報告書P53～69）

支援を実施した案件の損益等の状況

官民ファンドの業務に係る損益は、支援を実施した案件の投資損益に大きく影響を受けている。
そこで、実支援を実施した1,666案件の5年度末時点での損益等の状況をみると…

① E X I T 実施済み：736件（44.1%）	実支援額計1兆5983億円に対して、回収額は計3兆3892億円（投資倍率212.0%）
② 支援継続中：928件（55.7%）（注1）	実支援額計3兆5268億円に対して、貸借対照表価額等（注2）は計3兆2740億円（92.8%）

（注1）競争力ファンドは平成30年度に官民ファンドの業務が完了しており、その時点で支援を継続中の案件2件は、D B J の官民ファンドの業務以外の業務に承継されたことから、対象から除外

（注2）回収額がまだ発生していない案件が存在することを考慮して、回収額に引当金控除後貸借対照表価額を加えたもの

支援継続中の案件に係る E X I T に向けた状況

- 5年度末時点で支援を継続中の928件（上記②）のうち167件は、支援決定時に想定されていた E X I T 時期を経過しており、支援決定時に想定されていた計画どおりに事業が進捗していない可能性あり



上記167件について、
5年度末保有有価証券評価額等（注3）と実支援額を比較したところ…

（注3）5年度末までの回収額と、5年度末時点の対象事業者又はサブファンドの純資産持分相当額等を用いて本院が試算した5年度末保有有価証券評価額の合計

126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っていた

5年度末時点では、元本である実支援額の回収に懸念がある状況



所見 13ファンドを運営する10官民ファンド運営法人は、支援決定時に想定されていた E X I T 時期を経過していて、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、これらの事態が生じている原因分析等を十分に行い、回収額を最大化するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて適切な措置を講ずること など

（案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況は報告書 P 71～80を参照）

官民ファンドの運営に関する K P I の明確化等

会計検査報告（令和7年5月16日）抜粋

<第2 検査の結果>

- ・「KPI 2（累積損益）」については、8法人では法人税等を経費に含めて実績値が計上されていた一方、2法人では法人税等を経費に含めず実績値が計上されていて、官民ファンド運営法人間で計上方法が異なっていた。
- ・「KPI 1-3（呼び水）」については、・・・複数の官民ファンド運営法人が同一の対象事業者又はサブファンドに対して支援決定している案件計169件のうち137件について、同一の民間企業等からの出資等の額が複数の官民ファンド運営法人においてそれぞれ誘発額として計上されていると思料される状況となっていた。

<第3 検査の結果に対する所見>

- ・幹事会の事務局である内閣官房は、KPIがガイドラインにのっとった官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、KPIの計上に関する具体的な方法等を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に周知する

「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議 抜粋

- 財政投融资特別会計投資勘定の資金によって「官民ファンド」を組成する場合、当該ファンドによる投融资について積極的に情報開示を行うとともに、国の出資割合については当該ファンドの性質を勘案して必要最小限度に留めること。

※ 衆議院 財務金融委員会(令和7年4月22日)及び 参議院 財政金融委員会(令和7年5月15日)において、同内容で附帯決議。



【対応方針】

- 「累積損益」 ※ 現行の検証報告では、「回収等総額から、元本回収額、及び、経費総額を差し引く」旨の記載のみ。
：「経費総額に法人税等を含める」ことなどを明確化。
- 「呼び水（民間資金の誘発効果）」 ※ 現行の検証報告では、各官民ファンドがそれぞれの誘発効果を単純に報告。
： 複数の官民ファンドが同一の投資先を支援している場合、各官民ファンドが公表する「呼び水」には、「重複が存在する旨を明記する」ことなどを明確化。その上で、重複の実態に係る情報開示のあり方を検討。
- 「附帯決議」を踏まえ、官民ファンドの運営状況の積極的な情報開示等について、さらに検討をすすめる。

2

参考資料 2 - Ⅲ 関連条文

国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）

第105条

各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）

第30条の2

会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第30条の3

会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。